

令和6年5月 定例総会議事録

日 時 令和6年5月31日（金） 午前9時30分～午後10時40分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席：倉 菌 嘉 枝 子

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 幹	宮 永 昌 和
主 査	宮 田 衣 美	主 査	橋 谷 理 己				

議 題

- 報告第 9 号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第11号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の変更について
- 報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による農地転用届出について

- 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第39号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条1項の規定による決定について（使用貸借）
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条1項の規定による決定について（賃貸借）
- 議案第41号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条1項の規定による決定について（所有権）
- 議案第42号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第44号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第 47 号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委 員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 18 名の方が出席されています。小林市農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 5 月の行事実績と 6 月の行事予定を報告します。

(5 月の行事実績と 6 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 6 年 5 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 9 号から第 12 号の 10 件、議案が第 38 号から第 47 号までの 74 件、合計 84 件でございます。それでは、小林市農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議 長 はい、それでは議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に、今月の議事録署名を 4 番と 7 番にお願いいたします。
なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、報告を一括して提案いたします。

(報告第 9 号～12 号朗読)

議 長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(17 番挙手)

議 長 はい、17 番。

17 番 はい、報告 12 号について、農業経営上、転用する面積が 200 m²未満は許可はいらな

く、農業委員会の届出のみということですが、今まで使ってきませんでした。今後利用する際に申請できる場所は、転用許可基準以内であればどこでもいいのか、他に決まりがあればそれを教えてもらいたいです。

事務局 事務局から説明させていただきます。農地転用の届出につきましては 200 ㎡未満かつ農業用施設であれば届出で済みます。今回については面積が 200 ㎡未満で自分所有の農地であり、地盤を固めていましたが、農機具倉庫であったため、届出のみで可能となりました。

17 番 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 他にありますか。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 建物が建ったことで税制上の変化はあると思うのですが、固定資産税の関係はどうなるのでしょうか。

事務局 はい、届出があったものに関しては、税務課と共有しています。その後は、税務課での判断となります。

8 番 はい、ありがとうございます。

議長 他に無いようですので議事に入ります。

議案第 38 号農地法第 3 条の規定による所有権移転について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 38 号農地法第 3 条の規定による所有者移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可があったから許可するものとする。

(議案第 38 号 1 番朗読 他 9 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議 長 はい 11 番。

11 番 今月の農地法 3 条・基盤法等の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので、5 月 20 日に、会長出席のもと、審査会を実施しました。その結果を報告します。

議案第 38 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。

1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 25,361 円。

2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 73,892 円。

3 番、知人からの贈与を受けるものである。

4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 141,093 円。

5 番、叔母からの贈与を受けるものである。

6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 135,240 円。

7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 256,823 円

8 番、知人からの贈与を受けるものである。

審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議 長 はい、17 番。

17 番 今月は、野尻町区分の農地法第 3 条・基盤法等及び農地法第 4 条、農地法第 5 条、非農地の事前審査を第 6 委員会に付託されましたので、5 月 20 日に、会長出席のもと、審査会を実施しました。その結果を報告します。

9 番と 10 番は譲受人が同じでございます。

どちらとも親戚からの贈与を受けるものでございます。

審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をします。

議案第 38 号農地法第 3 条の規定による所有者移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

続きまして議案第 39 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条 1 項の規定による決定について（使用貸借）議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 議案 39 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）
附則第 5 条 1 項の規定による決定があったから許可するものとする。
（議案第 39 号 1 番朗読、他 2 件省略）

議 長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

（ 11 番挙手）

議 長 はい、11 番。

11 番 議案第 39 号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）についてです。
1 番、5 年間の再設定です。
2 番、10 年間の再設定です。農業者年金受給のためです。
3 番、5 年間の再設定です。
審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議 長 それでは採決をします。
議案第 39 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定について（使用貸借）を計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 40 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）を議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第 40 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を

作成したので計画とおり決定する。

(議案第 40 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議 長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議 長 はい、11 番。

11 番 議案第 40 号農業経営基盤強化促進法（貸貸借）について報告します。
1 番、5 年間の再設定です。10a 当たり 10,000 円。
2 番、10 年間の再設定です。10a 当たり 5,389 円。
3 番、5 年間の再設定です。10a 当たり 10,000 円。
審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をします。
議案第 40 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、計画通り決定をします。
続きまして議案第 41 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権)を議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第 41 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 号 1 項の規定による決定について。

(議案第 41 号 1 番朗読、他 15 件省略)

議 長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議 長 はい、11 番。

1 1 番 議案第 41 号農業経営基盤強化促進法（所有権）について報告します。

12 件とも申請地を購入し、規模拡大を図る案件でございます。

1 番、10a 当たり 200,000 円。

2 番、10a 当たり 200,000 円。

3 番、10a 当たり 197,785 円。

4 番、10a 当たり 400,000 円。

5 番、10a 当たり 296,209 円。

6 番、10a 当たり 74,212 円。

7 番、10a 当たり 120,773 円。

8 番、10a 当たり 122,951 円。

9 番、10a 当たり 150,000 円。

10 番、10a 当たり 230,000 円。

11 番、10a 当たり 500,000 円。

12 番、10a 当たり 303,030 円。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

(17 番挙手)

議 長 はい 17 番。

1 7 番 同じく議案第 41 号、野尻町区分でございます。

13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 194,426 円。

14 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 223,714 円。

15 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 129,653 円。

16 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 171,723 円。

審議の結果、小委員会としましては、計画通り決定することにしました。以上報告を終わります。

議 長 ただいま報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をします。

議案 41 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 号 1 項の規定

による決定について（所有権）計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 はい、全員挙手ですので、計画通り決定することに決定します。
続きまして、議案 42 号農用地利用集積等促進計画について議題といたします。
事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、議案 42 号農用地利用集積等促進計画について、下記のとおり、農地中間管理
事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中
間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案 42 号 1 番朗読 他 26 件省略）

議 長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

（11 番挙手）

議 長 はい、11 番。

1 1 番 議案第 42 号農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）です。
小林地区については 18 件、田 44,866.51 m²、畑 33,112 m²、樹園地 199 m²の合計
78,177.51 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

（17 番挙手）

1 7 番 議案第 34 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻地区については 9 件、田が 13,119 m²、畑 25,738 m²、計 38,857 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がございましたが、意見のある方は
発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をします。議案第 42 号農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので計画通り承認します。
続きまして、議案 43 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、議案 43 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする
(議案第 43 号 1 番朗読、他 1 件省略)。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議 長 はい、14 番。

14 番 今月の 4・5 条及び非農地の事前審査を、第 5 小委員会に付託されましたので 5 月 21 日に会長同席のもとで審査いたしました。その旨を随時報告いたします。
議案 43 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について、
1 番、転用理由はロール置場、車両回転場、通路になっております。相続をした時点で田んぼでしたが、道路等として利用しておりました。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

(17 番挙手)

議 長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 43 号野尻町区分です。
2 番、議案 44 号 1 番と同時に提出でございます。転用理由は牛舎・農業用倉庫です。農業振興地域計画については、農業用施設用地への変更が済んでおります。

第1種農地で原則転用不可ですが、例外として農業用施設に該当します。転用面積は1,690㎡で、計画図・そのほかにも周辺農地への営農上の支障はないと考えます。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いいたします。

(無しの声)

議長 それでは採決をいたします。議案43号農地法第4条の規定による許可申請書進達について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、検証を行い進達することに決定いたします。
続きまして議案44号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 はい、議案第44号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請進達について下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第44号1番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 はい、議案第44号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてです。

1番、転用理由は牛舎・堆肥舎・農業用倉庫です。

農業振興地域計画は既に農業用施設用地に変更済みでございます。第1種農地ですが、例外規定をクリアしており、計画図を見ても問題がなかったため、審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま報告がございましたが、意見のある方は

発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をいたします。

議案第 44 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について、意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、意見書を付して審査することに決定します。

続きまして議案 45 号農地法第 5 条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請進達について議題とします。事務局の方は朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、議案第 45 号農地法第 5 条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請書進達について、下記のとおり農地法第 5 条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 45 条 1 番朗読)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議 長 はい、14 番。

14 番 はい、農地法 5 条の規定による貸貸借の権利についてです。

1 番、転用の理由は資材置場として一時転用です。期間は今年の 12 月までです。車が入れるように整理しておりました。よって事実申立書添付であります。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま報告がございましたが、ご意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 それでは採決をいたします。

議案第 45 号農地法第 5 条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請について意見書

を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、意見書として進達することに決定します。
続きまして議案第46号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について議題とします。事務局の方は朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 はい、議案第46号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請進達について下記の通り農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第46号1番朗読 他6件省略)

議 長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議 長 はい、14番。

14番 議案第46号農地法第5条の所有権移転でございます。
1番、転用目的は、一般住宅用地です。
2番、転用目的は、一般住宅用地です。
3番、転用目的は、木材置場です。
4番、転用目的は、賃貸住宅建築です。
5番、転用目的は、資材置場です。
6番、転用目的は、露天資材置場です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

(17番挙手)

議 長 はい、17番。

17番 同じく議案46号、野尻町区分です。
7番、転用目的は、倉庫・物置・車庫・ビニールハウス敷地です。
審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま報告がございましたが、意見のある方は、意見をお願いします。

(無しの声)

議 長 採決をいたします。議案第 46 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、意見書として進達することに決定します。続きまして議案 47 号非農地証明願承認について議題とします。事務局の方は朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議 長 はい、事務局。

事務局 議案 47 号非農地証明願承認について、下記のとおり非農地証明があったから承認するものとする。

(議案 47 号 1 番朗読 他 3 件省略)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議 長 はい、14 番。

14 番 議案 47 号非農地証明願であります。

1 番、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地をして使用することが困難な土地であると判断しました。

2 番、1 番と同じく 10 年以上放棄されかつ農地として使用することが困難であると判断しました。

3 番、上の段と下の段と分かれており、細長い水路の後だと思われます。こちらも 10 年以上放棄されかつ農地として使用することが困難な土地であると判断しました。

4 番、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地としてしようすることが困難な土地であると判断しました。

審査の結果、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいま報告ございましたが、意見のある方は発言をお願いいたします。

(無しの声)

議 長 採決をいたします。議案第 47 号非農地証明願承認について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で、本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前 10 時 40 分

令和 6 年 5 月 31 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊞

_____ ㊞